

平成24年6月18日

各 位

東京都職員信用組合

「復興特別所得税」に関するお知らせ

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、預金・公共債の利子等に対し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、「復興特別所得税」として所得税額に対し2.1%が追加的に課税されることになりました。

・お支払する利息にかかる税金

	現行	「復興特別所得税」課税後
期 間	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで
税 率	20%	20.315%
	〔内訳〕国 税 15% 地方税 5%	〔内訳〕国 税 15.315% * 地方税 5%

* 復興特別所得税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$

※平成24年12月31日以前よりお預けいただいているご預金等につきましても、平成25年1月1日以降にお支払する利息に対し、一律で復興特別所得税が課せられます。

「復興特別所得税」についての詳細は、財務省や国税庁のホームページをご確認ください
ますようお願いいたします。

なお、当組合の既成広告宣伝物等（チラシ・ポスター・説明書等）に、復興特別所得税
の説明がなされていないものがございますので、あらかじめご了承ください。

以 上